

犯罪被害者等支援に関する条例案及び検討内容・考え方

※表中の他都道府県条例における記載・制定数は、R4.6時点での兵庫県調べ
 ※表中の[]は、特に確認していただきたい箇所
 ※表中の意見は、第1回検討委員会での委員意見

区分	条例案	検討内容・考え方
1 名称	<p>(案) 犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るための施策の推進に関する条例</p> <p>(別案) 犯罪被害者等の支援に関する条例</p>	<p>意見：条例の名称について検討が必要</p> <p>○本県条例が、被害者等の尊厳が重んぜられ安心して暮らせることは「権利利益」であり、これを「守る」ための条例であることが分かる(案)とした(制定済みの39都道府県の条例(以下「他条例」という。)の名称は、全て「犯罪被害者等支援条例」(宮城県のみ「等」なし))</p> <p>○別案では「に関する」を追記することで、支援に限らずそれに関係する事項も含まれることがわかる名称とした</p>
2 目的	<p>この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者、民間支援団体及び市町の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、犯罪被害者等を支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>○市町の責務も規定することとし、目的に記載</p> <p>○重要事項である「権利利益の保護」「被害の回復又は軽減」「生活の再建」を明記</p>
3 定義	<p>この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>○ 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。</p> <p>○ 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者(以下「犯罪被害者」という。)及びその家族又は遺族をいう。</p> <p>○ 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等の受けた被害の回復又は軽減、犯罪被害者等への理解の促進その他の犯罪被害者等が安全に安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。</p> <p>○ 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、加害者及びその関係者の不誠実な言動、周囲の者の理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。</p> <p>○ 再被害 犯罪被害者が更なる犯罪等により受ける被害をいう。</p> <p>○ 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいう。</p>	<p>意見：犯罪等の範囲について広く網がかかる条例とすること、二次的被害ではなく二次被害とすること</p> <p>○条文は法律の規定に加え、「二次被害」「再被害」を規定</p> <p>○犯罪等の本県条例の範囲として、刑法犯、交通犯、ストーカー規制法やDV防止法等の特別法犯に加え、犯罪に準ずる行為として「ストーカー行為にはあたらないが警告の対象となるようなつきまとい」「配偶者に対する暴言」「児童への減食」等を含むものとする</p> <p>○県民や事業者等が、犯罪被害者等に対する理解を深めることが大事であり、その促進は県の重要な役割であることから、犯罪被害者等支援の定義に、「犯罪被害者等への理解促進」を記載(他条例：1県のみ記載)</p> <p>○「二次的被害」ではなく、「二次被害」とする</p>
4 基本理念	<p>1 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障されることを旨として推進されなければならない。</p> <p>2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、二次被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等支援により二次被害が生ずることのないよう十分に配慮して推進されなければならない。</p> <p>3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安全に安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。</p> <p>4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。</p>	<p>○重要事項である「個人としての尊厳の尊重」「尊厳にふさわしい処遇の保障」「二次被害が生ずることのないよう十分に配慮」「必要な支援が途切れることなく提供」「各主体による相互連携・協力の下に犯罪被害者等支援の推進」等を明記</p>

区分	条例案	検討内容・考え方（下線部が前回議論になったポイント）
5 県の責務	<p>1 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するものとする。</p> <p>2 県は、市町が犯罪被害者等支援に関する施策を円滑に実施することができるよう、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。</p>	<p>○他条例と同様に、本県条例においても規定</p>
6 県民の責務	<p>1 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生ずることのないように十分配慮するよう努めなければならない。</p> <p>2 県民は、基本理念にのっとり、国、県及び市町が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>意見：委員のそれぞれの意見を踏まえ「責務」か「役割」か検討すること</p> <p>○努力義務規定ではあるものの、本県条例が各主体の取組を促す役割を持つことや、法の規定（法は責務）を勘案し「責務」とする</p> <p>○県民は、国及び市町の施策に協力する責務もあることから、「国、県及び市町が実施する施策に協力する」旨を規定（他条例：県だけ記載 30 県、県・市町記載 6 県、国・県・市町記載 3 県のみ）</p> <p>※上記 2 点は、7～9 の事業者・市町・民間支援団体も同様</p>
7 事業者の責務	<p>1 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害が生ずることのないように十分配慮するよう努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等であるその従業員に必要な支援を行うとともに、その就業に十分配慮するよう努めなければならない。</p> <p>3 事業者は、基本理念にのっとり、国、県及び市町が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>○生活の基盤である職場における犯罪被害者等の従業員への配慮の重要性を勘案し、「必要な支援の実施」「就業の配慮」のどちらも記載（他条例：両方記載 5 県のみ、一方だけ記載 21 県、記載なし 13 県）</p>
8 民間支援団体の責務	<p>1 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用した犯罪被害者等支援を実施するよう努めなければならない。</p> <p>2 民間支援団体は、基本理念にのっとり、国、県及び市町が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p>	
9 市町の責務	<p>1 市町は、基本理念にのっとり、その区域の状況に応じた犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。</p> <p>2 市町は、基本理念にのっとり、国及び県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>○本県では、県内 41 市町全てで条例が制定されており、基本的な項目として規定（他条例：7 県のみ規定）</p>
10 支援に関する計画	<p>1 知事は、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下この条において「支援計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 支援計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1) 犯罪被害者等支援についての基本的な方針</p> <p>(2) 犯罪被害者等支援に関する施策</p> <p>(3) (1)(2)に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <p>3 知事は、支援計画を定めるに当たっては、あらかじめ、犯罪被害者等をはじめ広く県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 知事は、支援計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。</p> <p>5 3 及び 4 の規定は、支援計画の変更（軽微な変更を除く。）について準用する。</p>	<p>○他条例と同様に、本県条例においても規定</p> <p>○支援計画の策定及び変更にあたっては、「犯罪被害者等をはじめとする」県民の意見を反映する措置を講ずることを規定</p>

区分	条例案	検討内容・考え方（下線部が前回議論になったポイント）
11 支援体制の整備	<p>県は、<u>犯罪被害者等が必要とする支援が適切に提供されるよう</u>、国、県、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者が<u>情報又は意見を交換する機会を提供する等</u>、これらの者が連携し、及び相互に協力して、犯罪被害者支援を推進するための体制を整備するものとする。</p>	<p>○「犯罪被害者等が必要とする支援が適切に提供されるよう」を記載することで、目的を明確化 ○さらに、体制整備の手法として、県が「情報又は意見を交換する機会を提供する等」の施策を行うことを明記</p> <p>〔取組の具体例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県被害者支援連絡会議(国、県、関係機関、県警本部等71機関)の定期的な開催による相互協力及び緊密な連携の促進 ・市町犯罪被害者等支援連絡会議において、全市町の支援内容の共有や支援実施市町の事例発表等による啓発を、県主導で実施
12 財政上の措置	<p>県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>○他条例と同様に、本県条例においても規定</p>
13 相談、情報の提供等	<p>県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している様々な問題について、相談への対応、必要な情報の提供及び助言、犯罪被害者等支援に関して<u>専門的な知識又は技能を有する者</u>の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p><u>意見：ワンストップの相談窓口を設置すべき</u> ⇒ 施策で検討 ○他条例と同様に、本県条例においても規定し、相談窓口の設置については並行して検討 ○弁護士、精神科医、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士等を想定し、「専門的な知識又は技能を有する者」を明記</p>
14 損害賠償の請求に関する情報の提供等	<p>県は、犯罪等に起因する損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等が行う当該請求に関し、犯罪被害者等の状況を踏まえ、必要な情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>○現在の取組の維持及び今後の支援充実も見据えて規定（他条例：9県のみ規定）</p> <p>〔取組の具体例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償請求等に関する法律相談窓口との連携 ・被害者等や支援従事者に対する損害賠償請求制度の情報提供 など
15 心身に受けた影響からの回復	<p>県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他の犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復できるよう、その<u>年齢</u>、心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供<u>その他の必要な施策</u>を講ずるものとする。</p>	<p>○他条例と同様に、本県条例においても規定 ○「年齢」については子供から大人まで対応できるように、また「その他必要な施策」については保健医療・福祉サービスに限定しないことから記載</p>
16 安全の確保	<p>県は、犯罪被害者等が再被害及び二次被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>○他条例と同様に、本県条例においても規定</p>
17 居住の安定等	<p>県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、又は犯罪被害者等が再被害及び二次被害を受けることを防止するため、犯罪被害者等に対する<u>県営住宅への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供</u>その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p><u>意見：市町営住宅がないところについては県営住宅の活用が必要</u> ○他条例と同様に、本県条例においても規定 ○県営住宅を活用した支援を明記することで、県の責務を明確化</p>
18 雇用の安定等	<p>県は、犯罪被害者等の雇用の安定を<u>図るとともに</u>、事業者が犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、二次被害の防止の重要性等について<u>理解を深めることができるよう</u>、事業者に対する啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>○他条例と同様に、本県条例においても規定 ○法とは異なり、事業者に対する啓発は、雇用の安定を図るだけでなく、事業者の理解を深めることを追記</p>
19 刑事に関する手続きの進捗状況等に関する情報の提供等	<p>県は、犯罪被害者等が犯罪等による被害に係る刑事に関する手続きに適切に関与することができるよう、当該手続き及びその進捗状況に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>○現在の取組の維持及び今後の支援充実も見据えて規定（他条例：6県のみ規定）</p> <p>〔具体的な取組例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捜査情報の提供等被害者連絡活動の実施 ・被害者等や支援従事者に対する刑事手続き等に関する情報の提供 など
20 経済的負担の軽減	<p>県は、犯罪等に起因する犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p><u>意見：見舞金などの経済的支援は重要との意見と、金銭の支給だけの話ではないとの意見あり</u> ⇒ 施策で検討 ○見舞金の給付等を行っている他県でも、給付金の支給については条例上は記載していないところがほとんどで、本県条例においても多くの他条例と同様の規定とすることとし、県として給付制度を設けるかどうかは別途検討（他条例：長野県のみ「給付金の支給」を明記）</p>

区分	条例案	検討内容・考え方（下線部が前回議論になったポイント）
21 重大事案への対応	<p>県は、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が県内で発生した場合において、当該事案による犯罪被害者等に対し直ちに支援を行う必要があると認めるときは、国、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者と協力して、当該事案に対応するための支援の体制を整備し、必要な支援を行うものとする。</p>	<p>意見：重大事案への対応は規定しておくべき</p> <p>○京都アニメーションや大阪クリニックの放火事件のような、不特定多数の方が被害にあう事件に対応していくために重要な条項であるため規定（他条例：12 県のみ規定）</p>
22 県内に住所を有しない者への支援等	<p>1 県は、県内に住所を有しない者が県内で発生した犯罪等により被害を受けたときは、国、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者支援に関係する者と連携し、当該犯罪等により犯罪被害者等が直面している様々な問題について、相談への対応、必要な情報の提供及び助言、犯罪被害者等支援に関して専門的な知識又は技能を有する者の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>2 県は、県民が県外で発生した犯罪等により被害を受けたときは、当該県民が被害を受けた都道府県及び当該都道府県に所在する民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者と連携して、必要な支援を行うものとする。</p>	<p>意見：広域的な被害者の発生に対応できるよう広く網がかかるようにすべき</p> <p>○県民以外が県内で被害にあった場合、県民が県外で被害にあった場合など全てにしっかり対応するため規定</p> <p>○県民以外の者が県内で被害にあった場合に、県民と同様の支援を受けることができることを明記(他条例：3 県のみ規定)</p> <p>○県民が県外で被害にあった場合に、円滑かつ適切な支援を受けることができるよう明記（他条例：1 県のみ規定）</p>
23 保護、捜査等の過程における配慮等	<p>県は、犯罪被害者等の保護、犯罪等による被害に係る刑事事件の捜査等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮が行われ、負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための研修及び啓発、専門的な知識又は技能を有する職員の配置、関係機関への協力の依頼その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>○現在の取組の維持及び今後の支援充実も見据えて規定（他条例：14 県のみ規定）</p> <p>〔取組の具体例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察本部における被害者支援や被害者の心情等に関する教養の実施 ・性犯罪捜査を担当する部署への女性警察官の配置 ・被害児童からの事情聴取等における配慮 など
24 県民及び事業者の理解促進	<p>県は、県民及び事業者が犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害が生ずることのないよう配慮することの重要性について理解を深めることができるよう、広報、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>○他条例と同様に、本県条例においても規定</p> <p>○事業者の理解促進も重要であるため、「事業者」を記載（他条例：9 県のみ記載）</p>
25 民間支援団体に対する援助	<p>県は、犯罪被害者等支援において民間支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を行うことができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>意見：民間支援団体に財政上の支援の検討をお願いする ⇒ 施策で検討</p> <p>○他条例と同様に、本県条例においても規定</p>
26 学校における教育等	<p>1 県は、学校において、犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害が生ずることのないよう配慮することの重要性について理解を深めるための教育が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>2 県は、犯罪等に起因して犯罪被害者等である児童、生徒等が教育を受けることが妨げられないよう、必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>意見：犯罪被害が原因で学校に行けなくなった生徒の学びの場の確保 ⇒ 教育現場での対応を検討</p> <p>○生徒等への理解促進のためには、学校での教育が最も重要であるため規定（他条例：11 条例のみ記載）</p> <p>○さらに、犯罪被害により登校できなくなることで、児童生徒が教育を受けることが妨げられることがないよう支援することも規定(他条例：規定している県なし)</p>
27 人材の育成	<p>1 県は、犯罪被害者等が二次被害を受けることなく、適切な支援を受けることができるよう、行政機関の職員、民間支援団体の業務に従事する者その他の者に対し、犯罪被害者等支援に係る研修を実施するものとする。</p> <p>2 県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等支援を担う人材を育成するために必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>意見：市町等の担当者への研修が必要 ⇒ 施策で検討</p> <p>○他条例と同様に、本県条例においても規定</p> <p>○目的を明記するとともに、犯罪被害者等支援に関係する者に限らず、市町職員等への研修の実施等を検討することから、対象者として「行政機関の職員」を記載</p>
28 個人情報の適切な取扱い	<p>行政機関の職員、民間支援団体の職員その他の犯罪被害者等支援に関する業務に従事する者は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に取り扱わなければならない。</p>	<p>○犯罪被害者等支援に関する業務に従事する全ての者に対して義務規定（他条例：13 県で規定。うち全ての者に対する義務規定は7 県のみ）</p>
29 附則	<p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>(検討)</p> <p>2 県は、この条例の施行の日から起算して3年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>意見：定期的に条例の見直しを行うことを規定してはどうか</p> <p>○3年毎の検討を規定</p>